

○登米市議会意見交換会開催要領

平成29年4月3日
議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この要領は、登米市議会基本条例（平成23年登米市条例第35号。以下「条例」という。）第6条第3項及び第14条第3項の規定に基づき、登米市議会意見交換会（以下「意見交換会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の種類)

第2条 意見交換会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第6条第3項に規定する地域別に行う意見交換会（以下「地域別意見交換会」という。）
- (2) 条例第14条第3項に規定する意見交換会のうち、各常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、広報広聴委員会、政策企画調整会議及び議会改革推進会議（以下「委員会」という。）が分野別に行う意見交換会（以下「分野別意見交換会」という。）
- (3) 条例第14条第3項に規定する意見交換会のうち、市内で活動している構成員5名以上の団体等（宗教、政治及び公益を害するおそれのある活動を目的とした団体等を除く。以下「団体等」という。）から議長に開催の申し込みがあった場合に行う意見交換会（以下「団体等意見交換会」という。）

(地域別意見交換会)

第3条 地域別意見交換会は、市民、市民団体等を対象に原則として年1回以上開催する。

- 2 地域別意見交換会の開催日時及び場所は、広報広聴委員会が決定し、議会ホームページその他の広報媒体で周知するものとする。
- 3 地域別意見交換会は、広報広聴委員会が指名し議長が決定した班により行うものとする。
- 4 前項の班の代表者は、地域別意見交換会の終了後、地域別意見交換会実施報告書（様式第1号）を広報広聴委員会を経由して議長に提出するものとする。

(分野別意見交換会)

第4条 分野別意見交換会は、委員会が登米市議会意見交換会申出書（様式第2号）を議長に提出し、議長が必要と認めた場合に開催する。

- 2 委員会は、開催を希望する日の30日前までに、前項の申込書を提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- 3 議長は、分野別意見交換会の開催の可否を決定したときは、委員会に対し、登米市議会分野別意見交換会開催決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 4 分野別意見交換会の開催日時及び場所は、議長が決定し、議会ホームページその

他の広報媒体で周知するものとする。

5 分野別意見交換会は、公開とする。

6 委員会は、分野別意見交換会の終了後、意見交換会実施報告書（様式第4号）を議長に提出するものとする。

（団体等意見交換会）

第5条 団体等意見交換会は、団体等が登米市議会意見交換会申込書（様式第5号）を議長に提出し、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 団体等は、開催を希望する日の30日前までに、前項の申込書を提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

3 議長は、団体等意見交換会の開催の可否を決定したときは、団体等に対し、登米市議会団体等意見交換会開催決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 団体等意見交換会の議題は、次に掲げるものとし、公序良俗に反しないものとする。

(1) 議会に関すること。

(2) 市政に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

5 団体等意見交換会の開催日時及び場所は、議長が決定し、議会ホームページその他の広報媒体で周知するものとする。

6 団体等意見交換会は、公開とする。

7 委員会は、団体等意見交換会の終了後、意見交換会実施報告書（様式第4号）を議長に提出するものとする。

（公表）

第6条 議長は、地域別意見交換会実施報告書（様式第1号）及び意見交換会実施報告書（様式第4号）を、登米市議会ホームページに掲載するものとする。

（委任）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月3日から施行する。

（登米市議会意見交換会開催要領の廃止）

2 登米市議会意見交換会開催要領（平成24年登米市議会告示第10号）は、廃止する。

様式第1号（第3条、第6条関係）

地域別意見交換会実施報告書

年 月 日

（あて先）登米市議会議長

第 班 代表者

1 意見交換会の概要

開催日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
開催場所	
出席議員	代表者： 司会者： 報告者： 記録者：
参加市民数	人
実施内容	議会報告
	意見交換

2 市民の質問・意見等

会場 で 回 答 し た も の	質 問	
	意 見	
	要 望	
	提 言	
	()	
会 場 で 回 答 し て い な い も の	質 問	
	意 見	
	要 望	
	提 言	
	()	
その他 特記事項		

様式第2号（第4条関係）

登米市議会意見交換会申出書

年 月 日	
（あて先）登米市議会議長 <div style="text-align: right;"> _____ 委員会 委員長 _____ </div>	
登米市議会意見交換会開催要領第4条第1項の規定により、意見交換会の開催を申し出ます。	
申 込 先 団 体 名 等	
参加見込人数	人
意見交換の 議 題	
意見交換の 目 的	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催場所	会場名： 所在地：
参考資料の 添 付	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
事務局担当者	
■議長記入欄	
開催の許可	<input type="checkbox"/> 許可する <input type="checkbox"/> 許可しない <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第3号（第4条関係）

登米市議会分野別意見交換会開催決定通知書

年 月 日	
委員会 様	
登米市議会議長 ⑩	
年 月 日に申出のあったことについて、下記のとおり決定したので通知します。	
開 催	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由：
意見交換の 議 題	
開催日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
開催場所	会場名： 所在地：
その他	

意見交換会実施報告書

年 月 日

（あて先）登米市議会議長

代表者

登米市議会意見交換会開催要領第4条第6項及び第5条第7項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 開催日時：

2 開催場所：

3 議 題：

4 出席者
（団体名）：

5 概 要：

6 所 見：

様式第6号（第5条関係）

登米市議会団体等意見交換会開催決定通知書

年 月 日	
様	
登米市議会議長 ⑩	
年 月 日に申込みのあったことについて、下記のとおり決定したので通知 します。	
開 催	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 理由：
参加予定人数	(委員会名等：) 人
意見交換の 議 題	
開催日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
開催場所	会場名： 所在地：
問合わせ先	

様式第1号 (第3条、第6条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4及び第5条、第6条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第5条関係)